



2026年ハラスメント法改正と パワハラ防止セミナーのお知らせ

2026年10月1日からカスタマーハラスメントと求職者等に対するセクハラ防止措置が義務化されます。

本セミナーでは、カスタマーハラスメントと求職者等に対するセクハラ防止措置の義務化の概要とパワハラ防止について、社会保険労務士を講師に迎えて説明いたします。

日時 令和8年10月30日(金)午後2時～3時30分

内容 (1)カスタマーハラスメント防止措置の義務化の概要
(2)求職者等に対するセクハラ防止措置の概要
(3)パワハラ防止について

講師 特定社会保険労務士 廣本慶一 氏

会場 東京貨物運送健康保険組合健保会館 5階大会議室
新宿区四谷 1-23 TEL: 3359-8162

申込 参加ご希望の方は、10月20日までに四谷法人会事務局へ
メール(info@yotsuya-houjinkai.or.jp)またはFAX
(3356-8197)にてお申込ください。

ただし、期限前でも定員になり次第締め切らせていただきますので、
お早めにお申込下さい。定員を超えた方には事務局よりご連絡いたします。

定員 40名

2026年ハラスメント法改正とパワハラ防止セミナー参加申込書			
メールアドレス info@yotsuya-houjinkai.or.jp		FAX(3356-8197)	
法人名		ご住所	
TEL		メール アドレス	
参加者名 (複数可)	※お名前はフルネームでご記入下さい。お手数おかけしますが、ご協力お願いします。		

お問い合わせは、四谷法人会事務局(TEL: 3351-2334)まで

No.

